

審第2600号-1
答申第611号
令和6年9月4日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年7月31日付け精医セ第244号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第875号

平成29年6月27日付けで審査請求人から提起された、平成29年6月1日付け精医
セ第137号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成27年5月28日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県精神科医療センター職員の氏名の読み方がわかる情報。たとえば、振り仮名が付いているなど。（平成22年度以降のもの）」である。

3 原決定

実施機関は、平成27年6月10日付け精医セ第165号により、本件請求に係る行政文書を保有していないとし、行政文書不開示決定（以下「本件原決定」という。）を行った。

4 異議申立て

審査請求人は、本件原決定を不服として、平成27年6月18日付けで異議申立てを行った。これを受けて実施機関は、同年8月20日付け精医セ第258号により、当審査会に諮問を行った。

5 当審査会からの答申

実施機関からの諮問を受け、当審査会は、平成29年3月30日付け答申第473号（以下「答申」という。）により、本件原決定を取り消し、履歴書を対象文書と特定し、改めて開示決定等をすべきであるという内容の答申を実施機関に対して行った。

6 実施機関の決定

前記答申を受けて、実施機関は、平成29年6月1日付け精医セ第137号によ

り、本件請求に係る対象文書として「千葉県精神科医療センター職員の履歴書（以下「本件文書」という。）」を特定した上で、条例第8条第2号に該当するとして行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

7 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年6月27日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

前回の行政不服審査請求において、すでに履歴書が開示すべき情報にあたるかの判断がなされているか、履歴書が開示情報か否かを判断する作為義務があったことの確認を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示情報は、いずれも、条例第8条第2号に該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例第10条に該当する。

前回の行政不服審査請求において、すでに履歴書の不開示情報非該当性も争っているため、不開示決定をすることは違法である。2年以上も待たせておいて、不開示とは公平の観念にも著しく反し、信義則にも違反する。

すでに、本件処分に係る反論は前回の行政不服審査請求時に行っているものである。処分庁は、さらに2年以上も開示請求者に負担を強いようとしている。これは、開示請求権ないし知る権利及び行政不服審査請求権の侵害である。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施

機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(2) 本件不開示箇所の不開示事由非該当性

開示請求の内容からして、明らかに、千葉県精神科医療センター職員の履歴書は対象文書であり、そのうち、少なくとも、氏名の振り仮名は明らかに氏名の漢字表記とともに、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

また、発令が公務員としてのものであれば、発令年月日、発令事項等もまた、同号ただし書ハに該当する。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象行政文書の特定及び内容について

(1) 対象行政文書の特定について

本件請求に対して、実施機関は本件文書を対象行政文書として特定し、本件決定を行った。

(2) 対象行政文書の内容について

本件文書は、千葉県精神科医療センター職員の、氏名、住所、生年月日、性別、学歴、発令年月日、発令事項等が記録されている個人の履歴書である。

2 本件決定の理由について（不開示の理由について）

(1) 不開示部分について

本件文書には、氏名、住所、生年月日、性別、学歴、発令年月日、発令事項等が記録されており、これは、条例第8条第2号に該当するとして不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件文書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号ただし書のいずれにも該当しないため不開示とした。

3 弁明の理由

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。しかしながら、精神科医療センターには特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

審査請求人は、不開示文書はいずれも条例第8条第2号に該当せず、また、たとえ該当したとしても、条例第8条第2号ただし書全てに該当する旨主張する。しかしながら、対象行政文書は、個人に関する情報であることから、条例第8条第2号にそれぞれ該当する。また、条例第8条第2号ただし書のいずれにも該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件文書について

本件文書は千葉県病院局職員服務規程第11条に基づき作成された千葉県精神科医療センター職員の履歴書である。

本件文書には、千葉県精神科医療センター職員の氏名、振り仮名、生年月日、本籍、現住所、学歴、資格・免許、研修、賞罰、転退職、採用、辞令発令年月日等の職員に関する情報が記載されている。

2 本件決定における行政文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、前記第4-1のとおり本件文書を特定し、本件決定を行った。これに対し、審査請求人は、前記第3-2及び3のとおり本件文書以外に本件請求の対象となる文書が存在していると主張している。

しかし、前記第2-5のとおり、対象文書の特定については、答申第473号の中で、履歴書を対象文書として特定し、改めて開示決定等を行うべきである旨が示されているところである。また、実施機関は、弁明書の中で、特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかった旨主張している。

よって、本件文書以外に本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められず、行政文書の特定に関する実施機関の決定は妥当である。

3 開示・不開示の判断について

実施機関は、本件文書に記載されている情報は、前記第4 2のとおり条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないとして、不開示とした。

一方で、審査請求人は、本件決定で不開示とした情報は、前記第3 2及び3のとおり開示すべき旨主張している。

そこで、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件文書は職員の履歴書であり、本件文書に記載されている情報は、履歴書における一連の情報として、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であることは明らかである。よって、これらの情報はいずれも千葉県精神科医療センター職員の個人に関する情報として、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

条例第8条第2号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県の機関等の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報を言い、公務員等の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報をその対象としているものと解される。本件文書は、職員の人事管理の必要性から作成されたものであり、その作成された趣旨に鑑みると、ここに記載されている情報は、事務を遂行する場合における職員の活動についての情報とは言えず、公務員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは認められないため、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

以上のとおり、本件文書に記載されている情報は、条例第8条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないため、実施機関の決定は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

よって、実施機関の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 7月31日	諮問書の受付
平成29年 8月18日	反論書の写しの受付
令和 6年 3月27日	審議
令和 6年 4月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)